

# 白井市清水口認定こども園運営事業者募集要項

【令和10年4月1日移管】

【白井市立清水口保育園】

令和8年3月

千葉県 白井市 保育課

## 1 趣旨・目的

白井市では、令和7年9月に市全体の保育の質の向上を目的として、今後の市の保育施策の方針と取組を定める「しろい保育みらいビジョン」を策定しました。

本ビジョンにおいては、市の方針の3つの柱として「保育の質の向上」、「線引きの無い保育（幼児教育）の推進」、「未就園児とその保護者に対する支援」を定め、それらを実現するための取組の一つとして、白井市立清水口保育園を令和10年4月に民営化するとともに、認定こども園への移行や、児童発達支援事業所の併設による機能向上を目指すこととしています。（※「しろい保育みらいビジョン」P26～参照）

こうした方針を踏まえ、民営化後の施設を管理、運営する事業者（以下「運営事業者」という。）の選定に当たっては、民間事業者のアイデア等を取り入れ、より効果的で質の高い保育等の提供を推進するため、公募型プロポーザル方式により候補者を特定するものとします。

## 2 移管予定施設の概要

### (1) 施設名称

白井市立清水口保育園

### (2) 所在地

千葉県白井市清水口2-8-1

### (3) 敷地面積

2,449.7 m<sup>2</sup>

### (4) 建物の概要

建物	建物の構造	延べ床面積	建築年度
本園舎	鉄筋コンクリート造 2階建て	1,592.6 m <sup>2</sup>	平成14年度（※） (2002年度)
別棟	鉄骨造 1階建て	184.3 m <sup>2</sup>	平成19年度 (2007年度)

※本園舎は、昭和53年（1978年）に建築され、平成14年（2002年）に過半（建物の半分以上）の改築を行っているため、平成14年度築としている。

### 3 移管年月日

令和10年4月1日（予定）

### 4 移管の方法

#### (1) 移管後の施設類型

認定こども園（保育所型又は幼保連携型）

#### (2) 土地の取扱いについて

① 保育施設の敷地は、運営事業者の有償で貸付けます。貸付料は、「白井市普通財産の貸付料に関する要綱」に基づき、年度ごとに算定します。

（参考：令和7年4月時点の貸付料 月額 414,489 円）

② ①の貸付料については、令和10年4月1日から5年間は、免除するものとします。

#### (3) 建物及び付帯設備、園庭遊具の取扱いについて

① 原則として、現状のまま運営事業者は無償で譲渡します。ただし、法人の独自提案として有償で譲渡することも可とします。（有償譲渡の提案については、運営事業者の選定審査において、提案された金額を加味して評価します。）

② 空調設備及び照明設備はリース契約となっているため、当該契約は運営事業者を引き継ぐものとします。移管後の当該設備に係るリース料その他の費用については、運営事業者が負担するものとします。

	契約終期	月額	年額	R10.4時点の残債
空調設備	令和16年1月	373,252円	4,479,024円	26,127,640円
照明設備	令和13年1月	103,597円	1,243,164円	3,522,298円

なお、これらの設備は、リース契約の終了後、リース事業者から運営事業者は無償譲渡されます。

③ 市は、建物等の隠れた瑕疵について、一切責任を負わないものとします。

#### (4) 物品の取扱いについて

白井市立清水口保育園で使用している物品で本市が提示するもののうち、運営事業者が希望するものについては、無償で譲渡します。（別添6「清水口保育園の主な備品一覧」参照）

#### (5) 駐車場の取扱いについて

施設に隣接する離山児童公園内に専用駐車場を整備する予定です。(10台程度。令和9年度中に整備予定。)当該駐車場の使用料は、運営事業者が負担するものとします。使用料は、「白井市使用料条例」に基づき、年度ごとに算定します。(参考：令和7年4月時点の貸付料 月額67,680円(400㎡として積算))

## 5 応募資格

---

応募できる者は、白井市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する法人であって、応募日時点で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 現に教育・保育等施設を運営していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当するものでないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- (3) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (5) 本実施要項公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (7) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (8) 代表者又は役員に禁固以上の刑に処された者がいないこと。

## 6 公募条件

---

施設の管理、運営に当たっては、次に掲げる条件を遵守してください。

- (1) 関係法令等を遵守するとともに、市の指導に従うこと。
- (2) 別添1「白井市立清水口保育園民営化に当たっての条件」を遵守すること。

## 7 スケジュール

---

内容	日程	備考
募集要項公表	令和8年3月17日(火)	
現地説明会	令和8年3月23日(月) から4月10日(金)	要予約
質問書受付	令和8年3月23日(月) から4月15日(水)	
質問への回答期限	令和8年5月1日(金)	
参加意向表明書提出期限	令和8年5月8日(金)	
応募書類提出期間 (第一次審査分)	令和8年5月7日(木) から5月20日(水)	要予約
第一次審査 結果通知送付	令和8年6月中旬	
応募書類提出期間 (第二次審査分)	第一次審査結果通知から 令和8年6月30日(火)	
第二次審査 プレゼンテーション	令和8年7月14日(火)	
第二次審査 結果通知送付	令和8年7月中	
移管に係る協議	令和8年8月から10月 (予定)	
協定の締結	令和8年11月(予定)	

## 8 応募方法

---

### (1) 募集要項の公表

令和8年3月17日(火)

## (2) 現地説明会

移管予定施設において、現地説明会を令和8年3月23日（月）から4月10日（金）までの間に開催します。応募を検討する法人は、原則として参加してください。参加に当たっては、令和8年3月31日（火）午後5時までに、電子メールにより「現地説明会申込書」（様式5）を提出してください。受理確認のため、送付後に電話連絡をお願いします。

## (3) 質問及び回答

応募に関する質問は、令和8年4月15日（水）午後5時までに、電子メールにより「質問書」（様式6）を提出してください。受理確認のため、送付後に電話連絡をお願いします。

質問に対する回答は、令和8年5月1日（金）午後5時までに、市のホームページ内に掲載します。

## (4) 参加意向表明書の提出

応募する法人は、令和8年5月8日（金）午後5時までに、電子メールにより「参加意向表明書」（様式1-1）を提出してください。受理確認のため、送付後に電話連絡をお願いします。

## (5) 応募書類の提出（第一次審査分）

### ① 提出期間

令和8年5月7日（木）から令和8年5月20日（水）まで

### ② 提出先及び提出方法

白井市健康子ども部保育課に直接持参してください。

なお、提出時に応募書類を確認するため、資料の内容を説明できる方がお越しください。

### ③ 事前予約

応募書類の受付は、予約制とします。事前に電話連絡をお願いします。

### ④ 提出書類

- ・提出書類は、別添2-1「応募書類一覧（第一次審査分）」のとおりです。
- ・提出部数は、正本1部、副本8部とします。
- ・提出書類は、1部ずつA4サイズのファイルに綴じ、資料ごとにインデックスを付けてください。
- ・必要に応じてデータによる提出を依頼する場合があります。

## (6) 応募書類の提出（第二次審査分）

### ① 提出期間

第一次審査結果通知から令和8年6月30日（火）まで

## ② 提出先及び提出方法

白井市健康子ども部保育課に直接持参又は郵送してください。

## ③ 提出書類

- ・提出書類は、別添2-2「応募書類一覧（第二次審査分）」のとおりです。
- ・提出書類は、1部ずつA4サイズのファイルに綴じ、資料ごとにインデックスを付けてください。
- ・必要に応じてデータによる提出を依頼する場合があります。

## (7) 応募に係る注意事項

- ① 応募書類に不備や不足がある場合は、受付できません。
- ② 受付期間後の修正は、原則として認めません。できる限り、余裕を持って提出してください。
- ③ 応募書類の提出後に辞退する場合は、その旨を文書（任意様式）により提出してください。

## (8) 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その法人を失格とします。

- ① 「5 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- ② 審査の公平性を害する行為があった場合
- ③ 本要項に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合
- ④ 指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合
- ⑤ 提出書類の記載に虚偽があった場合
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合

## 9 選定方法及び審査基準

---

### (1) 選定方法

運営候補者の選定は、白井市保育施設運営事業者選定審査会を設置し、別添3「白井市保育施設運営事業者選定審査基準」に定める基準により審査を行い、その審査結果を踏まえ、白井市長が決定します。

なお、審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合は、運営候補者を選定しません。

### (2) 選定審査

#### ① 第一次審査

提出された応募書類により、応募資格の適否等について審査を行います。審

査の結果は、「第一次審査結果通知書」（様式7）により通知します。

なお、応募多数の場合は、第一次審査における上位者を選出し、第二次審査を行う場合があります。

## ② 第二次審査

第一次審査通過者を対象にプレゼンテーション審査を行います。施設運営に向けた具体的な取組の提案等についてヒアリングを行いますので、法人の代表として責任をもって対応できる方の出席をお願いします。審査の結果は、「第二次審査結果通知書」（様式8）により通知します。

第二次審査の詳細については、第一次審査通過者に別途連絡します。

## 10 運営候補者の選定後について

---

### (1) 協定の締結

運営候補者の選定後、市と運営候補者は、応募書類及び第二次審査での提案内容を踏まえ、引継ぎや移管後の施設の管理、運営に関する協定を締結することとします。

### (2) 提案内容及び協定の遵守

運営候補者は、引継ぎや移管後の施設の管理、運営に当たり、提案内容や協定に記載された内容を遵守してください。

### (3) 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取消し、その法人を失格とすることがあります。この場合、市に生じた損害は、当該法人が賠償するものとします。

- ① 「5 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- ② 移管の履行に当たり、保護者又は市への対応が誠実に行われていないと市が判断した場合
- ③ 法人の責めに帰すべき事由により、移管の履行が困難となった場合

## 11 その他留意事項

---

- (1) 応募に係る書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とします。

- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 市は、提出された提案書類について、運営事業者の選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (4) 審査を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、審査を延期、又は中止することがあります。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできません。
- (5) 本要項に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとします。
- (6) 第二次審査の結果、本件に係る施設の譲渡について議会の議決を得られないときは、本件の履行を中止します。この場合において、市は、本件が履行されないことによる補償は行いません。
- (7) 本要項及び添付資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁止します。

本件に関する連絡先：白井市保育課 電 話：047-497-3488（直通） メール：hoiku@city.shiroi.chiba.jp
--